

法令等に則り、公正・中立に教育活動を推進する。  
☆日本国憲法第二十六条「すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。」  
☆教育基本法第一条「教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。」（教育の目的）

**保護者・地域と共に子供たちを育てる コミュニティ・スクール久原  
—よりよい地域・社会・未来を創造する力を育てる学校—**

＜教育目標＞

歴史を誇る久が原の大地に深く根をおろし、桜のように潔く、樺のように天高く伸びてゆく、  
久原小学校に学ぶ子は、  
「健康な子」「考える子」「やさしい子」「礼儀正しい子」

＜めざす学校＞

集団の中で学ぶ学校としての役割を果たし、社会生活する上で必要な力、今ある社会に「適応する力」、  
これからの社会を「創造する力」を児童に確実に身に付ける。  
そのために、全職員が一丸となり、保護者や地域等と連携し、特色ある教育活動を推進する。  
○児童が仲間を大切にし、学ぶ意欲をもてる学校  
○職員が協力し、高め合う学校  
○保護者や地域が信頼し、安心感のある学校

＜めざす児童＞

- ①向上心を高め、確かな学力を身に付ける児童
- ②規律を重んじ、互いに認め合う児童
- ③健康な体をつくり、やり遂げる強い意志をもつ児童

①について

- 授業力の向上〔学力調査結果に基づいた授業改善推進プラン・授業評価、年間を通したOJT、  
管理職の授業観察、校内研と連動した教員間の相互授業参観、伝達研修〕
- 指導体制・形態の工夫〔習熟度別少人数指導、個別・一斉指導、体験活動、ICT活用〕
- 適材適所の校務分掌〔知識や経験、専門性、人材育成〕

②について

- 充実した学級経営〔生活アンケートによる人間関係の把握、教育相談体制、特別支援教育〕
- 生活指導の組織対応〔生活・学習のきまり、複数教員での対応、規範意識の醸成、勤労重視〕
- 仲間との集団活動の日常化〔対話のある学習活動、学級・学年集会の実施、異年齢での活動〕

③について

- 基礎体力の向上〔体力調査結果を踏まえた体育授業の充実〕
- 運動習慣の確立〔休み時間の外遊び、体育的活動・行事、クラブ活動〕
- 健康の保持・増進〔手洗い・うがい・咳エチケットの励行、早寝・早起き・朝ごはん、十分な休養  
や睡眠等の生活習慣の確立、食育、安全に配慮した生活〕

**充実した教育活動の推進**

**安心・安全**

☆日常・定期点検を行い、危機管理の徹底〔未然防止、早期発見・迅速な適切対応〕  
自然災害対策、事故防止、いじめ・体罰防止、児童虐待への対応、不審者対応、  
施設管理、保健衛生管理、給食管理、会計管理、情報管理、サービス管理・メンタルヘルス

**家庭や地域との連携 教育基本法第13条「学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力」**

☆学校公開やHP等による説明責任 ☆地域人材活用（専門性、工夫・努力）  
☆外部評価を生かし、内部評価との差異を明確にした改善策とその実践  
〔学校教育法第42条「評価を生かした学校運営の改善」〕

**関係機関との連携**

スクールカウンセラー、サポートルーム（特別支援教室）、  
児童館、子ども家庭支援センター、児童相談所、  
教育委員会、教育センター、適応指導教室「つばさ」、大田区エリアネットワーク、  
町会・自治会、青少年対策委員会、出張所、警察署、消防署、病院、幼稚園、保育園、中学校、副籍校